第3章 計画の基本方針

1 計画の基本方針

国の第4次障害者基本計画では、「共生社会の実現に向け、障がい者が自らの決定に基づき 社会のあらゆる活動に参加し、その能力を最大限発揮して自己実現できるように支援する」 を基本理念としています。

本計画では、国の指針及び第5次田上町総合計画を基本とし、障害者基本法に基づく平成30年3月策定の「田上町障がい者計画」の基本理念を継承した計画として推進します。

障がい者が、自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう、地域の特性や利用者の適性に応じた施策を効率的・効果的に実施し、障がい者の福祉の増進を図るとともに、障がいのある人もない人も、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現を目指します。

基本理念

地域でともに暮らせる 安全で安心のあるまちづくり

基本理念を実現するために、次の3つの基本方針を設定します。

障がい者等の自己決定の 尊重と意思決定への支援

基本理念を実現するた め、障がい者の活動や社 会参加を制約している社 会的障壁の除去を進め、 障がい者等の自己決定を 尊重し、その意思決定に 配慮しながら、障がい者 等が必要とする障がい福 **計サービス、その他の支** 援を受けつつ自立と社会 参加の実現を図っていく ことを基本として、障が い福祉サービス、相談支 援、地域生活支援事業の 提供体制等の環境整備を 図ります。

障がい福祉サービス の充実

障がい福祉サービスの対象となる、身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者、難病患者等と障がい児のサービスの充実を図ります。

障がい者施策は、 障がい特性、障がい の状態、生活実態等 に応じた障がい者等 の個別的な支援の必 要性を踏まえて、 サービス提供を実施 します。

サービス提供体制の整備

障がい者等の自立支援の観点か ら、障がい者が各ライフステージを 通じて適切な支援を受けられるよ う、教育、文化芸術、スポーツ、福 祉、医療、雇用等の各分野の有機的 な連携のもと、施策を総合的に展開 し、切れ目のない支援を行います。 福祉施設への入所・病院への入院か ら地域生活への移行、地域生活の継 続支援、就労支援等に対応したサー ビス提供体制の充実を図るととも に、障がい者等の生活を地域全体で 支えるシステムを実現するため、地 域生活支援の拠点づくりや関係団 体、社会福祉協議会、ボランティア、 NPO等による支援の提供等、地域 の社会資源を活用し、提供体制の整 備を進めます。

2 計画の視点

田上町では、障がい者とその家族の高齢化が進んでおり、家族介護等ができなくなっている状況が進んでいます。

高齢化の進行に伴い、障がい者が住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、障がい者施策及び介護保険サービスの充実に努めます。また、障がい者等が自立した日常生活及び社会生活を営むために、サービスの適切な利用を促進するとともに、相談支援体制の充実を図ります。

計画の基本目標を達成するため、次の3つの視点を柱として国や県の方針、田上町における障がい者等を取り巻く実情やアンケート調査等で見えてきた課題等を改善するための施策を推進します。

(1)安全・安心な生活のために

障がいのある人が地域で安心して生活するためには、本人や家族の意志を尊重し、必要な福祉サービスを利用できるよう、サービスの質の維持・向上に努め、個々の利用者に応じた適切なサービスの充実を図ります。

また、障がいを理由とする差別の解消を推進し、誰もが人格と個性を尊重し、支え合う社会の実現を目指します。

(2) 自立と社会参加のために

障がいのある人が、ライフステージに沿った切れ目のない支援を受けられるよう、福祉サービスを中心として、障がい者の生活に関わる多岐にわたる分野の施策を総合的に推進するとともに、障がい者の自立と社会参加の支援を行っていきます。

(3) 自分らしく活躍するために

障害者基本法では「障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を 尊重し合いながら共生する社会の実現」を基本目標としています。

障がい者が自らの能力を最大限発揮し自己実現できるよう支援するとともに、障がい者の活動を制限し、社会への参加を制約している社会的な障壁を除去することにより、共生社会の実現を目指します。

3 施策の体系

